

学生生活ハンドブックの修正

【修正前】

2020 学生生活ハンドブック 155 頁

(8) 特別欠席

欠席の事由が①～⑧に該当する場合は、その事由の終了後 10 日以内に特別欠席届を提出しなければならない。該当者は、関係部署で所定の用紙を受け取り、必要事項を記入して証明印を受けること。その後指導教員の認印を受けてから、科目担当者に直接提出すること
(出席すべき授業日数から除かれる)。

【修正後】

特別欠席

欠席の事由が①～⑧に該当する場合は、その事由の終了後 10 日以内に特別欠席届を提出しなければならない。該当者は、関係部署で所定の用紙を受け取り、必要事項を記入して証明印を受けること。その後指導教員の認印を受けてから、科目担当者に直接提出すること
(失格認定にかかる欠席回数としてカウントしない)。

※修正は 2020 年度以前の入学生にも適用する。